

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 改正のポイント ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- 1 地方の自主財源をより多く確保するため、個人住民税の税率が一律10%になります。
- 2 所得税と住民税とを合わせた税負担額は基本的に変わらないようになっています。
- 3 多くの方は、平成19年1月からの所得税が減り、6月からの住民税が増えます。
- 4 税源移譲では税負担は変わりませんが、定率減税の廃止により税負担が増えることになります。
- 5 65歳以上で合計所得金額125万円以下の方には非課税措置廃止に伴う経過措置があります。
- 6 平成20年度住民税から地震保険料控除が創設されます。

☆☆



税源移譲

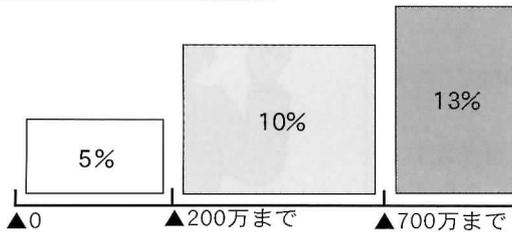
住民税が大きく変わります

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の一環として、国の所得税から地方の個人住民税(市・県民税)へ「税源移譲」が行われます。この税源移譲により、平成19年度住民税が大きく変わり、ほとんどの方が前年度に比べ大幅な増額となります。

☆ポイント1 住民税の税率が一律10%になり、ほとんどの方が増額になります

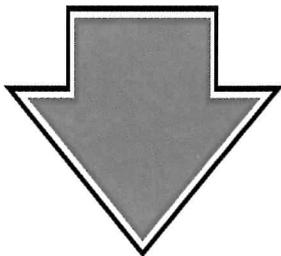
平成18年度までの住民税所得割の税率は、課税対象となる所得(課税所得)が200万円までは5%、200万円を超え700万円までの部分は10%、700万円を超える部分は13%と、所得区分に応じて3段階となっていました。平成19年度からは一律10%になります。

平成18年度分まで



課税所得	税率
～200万円	5% (市民税 3% + 県民税 2%)
～700万円	10% (市民税 8% + 県民税 2%)
700万円超	13% (市民税 10% + 県民税 3%)

◎例えば、*課税所得300万円の場合の所得割額
200万円以下の部分については5%、200～300万円の部分については10%の税率が適用されます。
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$



※課税所得とは…給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことで、この額に税率を掛けたものが所得割額になります。

一律10% (市民税6% + 県民税4%)

◎例えば、課税所得300万円の場合の所得割額
全ての段階において10%の税率が適用されます。
 $300万円 \times 10\% = 30万円$
※実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。
※均等割については変更がないため、所得割が課税されない方(均等割のみ課税の方)については税額の変更はありません。

平成19年度分から



Q 平成19年度の住民税はどうなる?

A 所得や扶養控除などの各種控除合計額が変わらないことを前提に、税源移譲による平成19年度の住民税額を平成18年度の年税額と比較してみます。

平成18年度年税額	平成19年度年税額(あくまで概算です)
10万円までの方	平成18年度に比べ最大で約2倍増
10万円超の方	平成18年度に比べ最大97,500円の増

※一般的に平成18年度年税額が少なく扶養親族などが多い方は、実際の税額は計算より少なくなります。

※実際の税額は、収入状況や扶養状況により異なります。

※この他に定率減税廃止による増額があります。また、昭和15年1月2日以前生まれで合計所得金額125万円以下の方は、非課税措置廃止に伴い、平成18年度は税額の2/3を、19年度は税額の1/3を減額する経過措置がありますので、該当する方はその経過措置によっても約2倍増となり、税源移譲による増と合わせて約4倍の増額になります。

